

クラシック音楽公演における新型コロナウイルス感染拡大予防ガイドライン

令和2年6月11日策定
クラシック音楽公演運営推進協議会

1 はじめに

新型コロナウイルスは、人類の生命、財産、そして社会経済に大打撃を与え、公衆衛生の危機をもたらす等、未曾有の大被害を日本のみならず世界全体にもたらしています。クラシック音楽は世界共通の音楽芸術として、今まさに世界規模の危機に立たされています。

二月末に出された「イベント自粛要請」はすでに三ヶ月を超え、多くの実演家や楽団等のキャリア継続を困難にする他、日本の音楽芸術全体に重大な損失を生じさせかねない状況を生み出しています。このような危機に先立ち、クラシック音楽公演に関わる音楽家、実演家、楽団、劇場、事業者ら多くの関係者によるイベント自粛が、感染拡大防止に大きく貢献した事は言うまでもありません。

今般の「緊急事態解除宣言」に伴い、感染予防に対して最大限の対策を実施することを前提として、文化施設等の活動再開に向けた動きが示されたことは、長いトンネルの出口がようやく見えてきた大きな喜びです。

しかしながら、未だ予断を許さない厳しい現状を踏まえると、クラシック音楽公演の再開については感染予防に対して最大限の対策を実施する事が前提条件として不可欠です。

今回お示しするガイドラインは、国の方針を踏まえ、第一弾として策定された劇場・音楽堂等における新型コロナウイルス感染拡大予防ガイドライン等を参考に、クラシック音楽公演の活動再開に向けたガイドラインとして実施すべき基本的事項を整理したものです。

クラシック音楽の公演実施には、公共ホールや民間ホール、実演家、楽団、マネジメント事業者、メディア等、様々な主催者により小規模のホールから大劇場まで様々な会場での実施が想定されます。本ガイドラインでは、地域や施設の状況によって直ちに対応・導入する事は難しい事項が含まれているかと思えます。すべての事項の実施が活動再開の必須条件ではありませんが、基本となる感染予防対策を実施した上で、より感染予防効果を高めるための推奨事項として、今後の取り組みの参考にさせていただきたいと思えます。

2 本ガイドラインの位置付け

本ガイドラインは、政府の「新型コロナウイルス感染症対策の基本的対処方針」（令和2年3月28日（令和2年5月25日変更）新型コロナウイルス感染症対策本部決定。以下「対処方針」という。）を踏まえ、新型コロナウイルス感染症対策専門家会議「新型コロナウイルス感染症対策の状況分析・提言」（令和2年5月4日。以下「提言」という。）において示されたガイドライン作成の求めに応じ、クラシック音楽公演運営推進協議会として、クラシック音楽公演の開催における新型コロナウイルス感染症予防対策として実施すべき基本的事項を整理し、今後の取組の参考に供するために作成したものです。

策定にあたっては、公益社団法人全国公立文化施設協会が策定した「劇場、音楽堂等における新型コロナウイルス感染拡大予防ガイドライン」の内容を踏まえた上で、公演主催者として、クラシック音楽公演に特化した公演実施手順に則して実施すべき項目を検討するとと

もに、舞台上におけるクラシック音楽公演の公演形態等も検討し、その特徴を反映したものを本ガイドラインに項目として加えました。

公演主催者は対処方針の趣旨・内容を十分に理解した上で、以下の項目に示す「感染防止のための基本的な考え方」、「公演主催者が講じるべき具体的な対策」を踏まえ、新型コロナウイルスの感染予防に取り組むとともに、文化芸術の社会的役割を継続的に果たすことが求められています。

公演主催者が活動を再開するかどうかの判断にあたっては、会場の所在する都道府県の知事からの要請等を踏まえ、施設管理者と公演主催者にて協議を行い、本ガイドラインが示す感染防止対策の対応がどの程度実施できるかを踏まえた慎重な判断を求めるとともに、クラシック音楽公演において感染者の発生やクラスター等が生じないよう万全な取り組みを行っていくことを求めます。

又、実施にあたっては、公演主催者、施設管理者、出演者、楽団等については関わる出演者とスタッフ、公演実施に関わる舞台スタッフ、運営に関わるすべてのスタッフ等との十分なコミュニケーションを踏まえ、公演開催の意義や必要性等を理解し、お客様に対して適切な環境の整備と上演内容の質が保たれるよう、知恵を出し合い、円滑に公演が遂行されるよう、すべての関係者に対しての相互理解を強く望みます。

なお、本ガイドラインの内容は、今後の対処方針の変更のほか、新型コロナウイルスの感染の地域における動向や専門家の知見を踏まえ、必要に応じて適宜改訂を行うものいたします。

3 感染防止のための基本的な考え方

公演主催者は、会場の規模や特性、公演の形態、内容や演目等を十分に踏まえ、施設設置者、施設管理者、公演出演者、スタッフ等と協力して新型コロナウイルスの感染拡大を防止するため、必要な対策を講ずるものとする。

特に、①密閉空間（換気の悪い密閉空間である）、②密集場所（多くの人が密集している）、③密接場面（互いに手を伸ばしたら届く距離での会話や発声が行われる）という3つの条件（いわゆる「三つの密」）のある場では、感染を拡大させるリスクが高いと考えられ、こうした環境の発生を極力防止するなど、すべての主体が相互に感染回避に徹底して取り組むことが重要です。

クラシック音楽公演の特徴として、会場となるコンサートホールは、各種法令等により高機能の空調設備の整備が義務付けられており、強制的な機械換気が可能な事や、公演中は、お客様がステージの一方方向を向いて、言葉を発する事なく、客席で静かに鑑賞するという、静謐なスタイルが特徴です。これらの特徴等も踏まえて以下の具体的な対策を講じていただくよう提唱します。

4 公演主催者が講じるべき具体的な対策

第1章 ご来場いただくお客様の感染防止

1. 施設管理者との調整

公演主催者は施設管理者と各自治体の発している収容率等の方針のもと、感染防止対策について事前に調整する。可能な限り下記のような感染対策が実施されるよう、施設管理者の協力を得て、努めるものとする。尚、感染が疑われる者が発生した場合には速やかに連携が図られるよう、所轄の保健所との連絡体制を整える。

- (1) 手洗い・手指の消毒を励行するとともに、入場口付近及び各所に手指消毒剤を設置し、使用を促す。なお、消毒液は、当該場所に最適なものを用いるようにする必要がある。(以下、消毒に関する記載において同じ。)
- (2) 非接触型の体温計やサーモグラフィ等を配備し、利用を案内するスタッフを配置する。
- (3) 接客や対面での案内を行うスタッフにはマスクを着用させ、必要に応じて手袋も使用させる。
- (4) 対面販売を行うブース等には、透明ビニールカーテンやフェイスシールド、又はアクリル板等を設置する。
- (5) お客様が並び可能性がある場所に、前の人から 1m 以上（可能なかぎり 2m）離れることを求める案内を掲示する。
- (6) トイレについては不特定多数が接触する場所は、清掃・消毒を行い、ハンドドライヤーは、使用禁止とする案内を掲示する。
- (7) 不特定多数の人が触れる箇所（扉、蛇口、手すり、エレベーターボタン、テーブル、椅子等）を、1 日数回程度消毒する。
- (8) ホール内でお客様が入場するすべてのエリアで適切な換気を実施する。
- (9) 体調を崩されたお客様を案内する別室を確保する。

2. 感染防止対策の周知

お客様に以下を徹底いただくように周知する。

- (1) 感染防止のための公演主催者からの要請事項を守る。
- (2) 会場における「3密」を避ける。
- (3) 会場内ではマスクを常時着用し、咳エチケットも実践する。
- (4) こまめな手指消毒又は手洗いを行う。
- (5) 来場前に検温し、次の条件に該当する方は入場できないことを周知する。
 - ① 37.5 度以上の発熱がある。
 - ② 咳、呼吸困難、全身倦怠感、咽頭痛、鼻汁・鼻閉、味覚・嗅覚障害、目の痛みや結膜の充血、頭痛、関節・筋肉痛、下痢、嘔気・嘔吐の症状がある。
 - ③ 新型コロナウイルス感染症陽性とされた者との濃厚接触がある。
 - ④ 過去 2 週間以内に政府から入国制限、入国後の観察期間を必要とされている国・地域への訪問歴、及び当該在住者との濃厚接触がある。

3. チケット販売と発券

チケットの販売と発券は、接触を抑制する観点から、可能な限り以下のように行う。

- (1) チケットは事前にご購入いただき、当日にご持参いただく。可能な範囲で、オンラインチケットやキャッシュレス決済をお奨めし、ご利用いただく。
- (2) チケット販売の窓口スタッフにマスクを着用させ、必要に応じて手袋も使用させる。

- (3) 対面でチケット販売を行う場合は、透明ビニールカーテンやフェイスシールド、又はアクリル板等を設置する。
- (4) 当日券を購入する際は、チケット売場で前の人と 1m 以上（可能なかぎり 2m）間隔を空けて整列していただくよう、足元などにサイン等を示す。
- (5) 不特定多数の人が触れる箇所を頻繁に消毒するよう、チケット販売窓口スタッフに周知する。
- (6) チケット販売窓口スタッフに、入退室の前後は手指の消毒、又は手洗いを丁寧に行うことを周知する。

4. 入場時の対応

入場時における接触を抑制する観点から、以下のように行う。

- (1) 会場に入場するお客様が密集することを避けるため、段階的に入場を行う。
- (2) 入場するお客様に、前の人から 1m 以上（可能なかぎり 2m）離れることを求める案内を掲示する。
- (3) 入場時のチケット半券のもぎりはお客様で行っていただくよう周知する。可能であれば、主催者が目視で確認する方法も取り入れる。
- (4) 入場後は、手洗い又は手指の消毒を行うよう周知する。
- (5) 原則として、プログラムの手渡しは行わず所定の場所からお客様ご自身で取っていただくようにする。可能な範囲で、オンラインによる配布をお奨めする。
- (6) オペラグラス等の貸し出しは十分な消毒を行う。消毒が行えない場合は貸し出しをしない。
- (7) チケットもぎりのスタッフにマスクを着用させ、必要に応じて手袋も使用させる。
- (8) クロークスタッフにマスクと手袋を着用させる。可能であれば、利用者を最小限とすることを周知する。
- (9) お客様に出演者の入待ちを控えていただき、プレゼントや花束等は控えるよう周知する。

5. 客席

客席は、感染状況を踏まえながら、公演中の接触をできるだけ避ける観点から、当面は以下の対策を講じる。

- (1) 入場者と座席が確認できるよう原則として指定席とするなど、感染者が発生した場合に速やかに対応できるよう備える。
- (2) 座席の最前列付近は、公演する演目や内容を踏まえ舞台面から適切な距離を確保する。
- (3) 感染予防に対応した座席対策(家族等の一集団と他の集団との距離を確保した席配置、又は距離を置くことと同等の効果をもつ措置等)に努める。

6. 開場時、休憩時間における対応

開場時や休憩時間は、接触を控える観点から、以下のように行う。

- (1) 開場時及び休憩時間
 - ・ マスクを着用し、会話は控え、自席で静かに過ごすよう周知する。
 - ・ ロビーやホワイエでは人との間隔を 1m 以上離し、会話はなるべく控えるように周知する。

- ・ 不特定多数の人が触れる場所を触れた場合には手洗い又は手指の消毒を周知する。
- ・ お客様ご自身の手で顔等を触らないよう周知する。
- ・ 余裕を持った休憩時間を設定し、時間差でトイレやホワイエ、ロビーなどを利用するよう周知する。
- ・ ブラボー等の声援は控え、拍手のみとしていただくよう周知する。

(2) 飲食を提供する場

飲食を提供する場合は、接触を控える観点から以下のように行う。

- ・ 飲食を提供する場が混雑しないよう入場制限を行うことを周知する。
- ・ 飲食を提供する場合は、少なくとも 1m の間隔をあけて座席を配置する。
- ・ 現金の取り扱いをできるだけ避けるため、キャッシュレス決済を推奨する。
- ・ 休憩時間にロビーやホワイエでは飲食を共有しないよう周知する。
- ・ 使い捨ての紙皿や紙コップを使用することを周知する。
- ・ 飲食後のごみはお持ち帰りいただくことを推奨する。
- ・ お薬の服用や水分補給のための飲料水は持参いただくよう周知する。

(3) トイレ

- ・ トイレでは、少なくとも 1m 以上の間隔を空けて整列するよう周知する。
- ・ トイレのハンドドライヤーは使用禁止とし、ハンカチの持参使用を周知する。
- ・ トイレの使用後は、蓋を閉じてから流すよう周知する。

7. 公演終了後の対応

全公演が終了した後の対応については、接触を抑制する観点から、可能な限り以下のように行う。

(1) 退場時について

- ・ 公演終了後は、混雑を避けるため、時間差を設けて退場する。
- ・ アンコール曲は会場内に掲示せずウェブサイトで周知する。

(2) 物品販売

物品販売を行う場合は、接触を控える観点から以下のように行う。

- ・ パンフレット、グッズ等の販売を行う場が混雑しないよう入場制限を行うことを周知する。
- ・ パンフレット、グッズ等の販売を行う場合は、少なくとも 1m 以上の間隔をあけて整列するよう周知する。
- ・ 現金の取り扱いをできるだけ減らすために、オンライン販売、キャッシュレス決済を推奨する。
- ・ スタッフがマスク、手袋を着用することを周知する。
- ・ 対面販売の場合、透明ビニールカーテンやフェイスシールド、又はアクリル板等を設置する。
- ・ 不特定多数の人が触れるサンプル品・見本は置かないようスタッフに周知する。
- ・ ユニフォーム、衣服はこまめに洗濯することをスタッフに周知する。

(3) サイン会

- ・ 原則サイン会は実施しないことを周知する。

- ・ 楽屋口等での出待ちはお断りする。
- ・ 出演者へのプレゼントや花束等は控えるよう周知する。

8. 当日、感染が疑われる人が出たときの対応

公演中に体調を崩されたお客様がいた場合は、以下のように行い、適切に対応できるように心掛ける。

- (1) 速やかに別室へ案内し、隔離する。
- (2) 対応するスタッフは、マスクや手袋を着用のうえ対応する。
- (3) 速やかに、医療機関及び保健所へ連絡し、指示を受ける。
- (4) 保健所等の公的機関による聞き取りに協力し、氏名及び緊急連絡先を把握し名簿を作成する等、必要な情報提供を速やかに行えるよう体制を整える。
- (5) スタッフによって取得した個人情報、漏洩することがないように十分な対策を講じる。

第2章 出演者・スタッフの感染防止

1. 基本的な感染予防対策

日常生活において出演者及びスタッフ等の感染予防対策として、以下のことを徹底する。

- (1) マスクを着用するとともに、咳エチケットも実践する。
- (2) 小さな節目ごとに、手指消毒又は手洗いを丁寧に行う。
- (3) 日々、十分な睡眠を取り、水分を摂取することをはじめ、健康管理に努める。
- (4) ステージ衣装やスタッフ衣装等はこまめに洗濯する。
- (5) 楽器・楽譜を取り扱う者は手指消毒又は手洗い等日常的な感染防止対策に努める。
- (6) 自宅で定期的な検温を行い記録し、必要がある場合、公演主催者等に提出できるよう準備する。
- (7) 公演又はリハーサル開始までの1週間に、次のいずれかの症状がある出演者は、医師又は関係機関に相談し、その判断に基づき、主催者は出演の可否を決定する。
 - ・ 37.5度以上の発熱があった。
 - ・ 咳、呼吸困難、全身倦怠感、咽頭痛、鼻汁・鼻閉、味覚・嗅覚障害、目の痛みや結膜の充血、頭痛、関節・筋肉痛、下痢、嘔気・嘔吐の症状があった。
 - ・ 新型コロナウイルス感染症陽性とされた者との濃厚接触があった。
 - ・ 過去2週間以内に政府から入国制限、入国後の観察期間を必要とされている国・地域への訪問歴、及び当該在住者との濃厚接触があった。
- (8) 海外からの出演者の招聘は、当該国による日本への渡航制限および日本政府による当該国からの入国制限が解除されるまで控える。

2. 関係者との連携体制の構築

感染リスクをできるだけ避けるため、スタッフの人数は必要最小限に留め、関係者との連携体制を構築する。

- (1) 公演に関わる関係者を事前に把握し緊急連絡先を確認する。
- (2) 公演主催者は施設管理者と綿密に連携を図る。

(3) 少なくとも次のような関係者とは、事前に感染予防について対策を確認・調整・共有をする。

- ・ 施設管理者
 - ① 接触感染・飛沫感染・施設としてのリスクの評価とそれに基づく開催の可否。特に、多数の来場者が見込まれる公演は各都道府県の対応に基づき実施の可否を含めて対応を検討。又、高齢者や持病のある方が多数来場すると見込まれる公演についても感染した場合の重症化リスクが高いことから、より慎重な対応を検討。
 - ② ホール内でお客様が通常入るすべてのエリアで常時換気の実施（トイレや控室・楽屋も含めて）
 - ③ 当日体調を崩された出演者・スタッフを案内する別室の確保
 - ④ 緊急時の対応 など
- ・ 会場内の飲食店
 - ① 当日の出席人数
 - ② 感染リスクを避けるための対策 など
- ・ 舞台、音響、照明等の機材や備品等の取扱者
 - ① 取扱者の特定
 - ② マイクフォンなど複数名が使用する機材のこまめな消毒
 - ③ ピアノ等会場備付の楽器のこまめな消毒
 - ④ 感染リスクを避けるための対策 など
- ・ 会場内の清掃担当者
 - ① 公演日以外および公演当日の清掃・消毒内容
 - ② 消毒液の設置場所 など
- ・ 保健所
 - ① 公演会場のある地域における保健所の連絡先 など

3. 当日の会場入りの際の対策

公演当日及びリハーサル当日、会場入りする際は、出演者・スタッフは次のようなことを徹底する。

- (1) 公演当日及びリハーサル当日は会場入りする前に自宅等で検温し、記録をする。
- (2) マスクを着用し、咳エチケットも実践する。
- (3) 記録した検温結果を公演主催者に報告する。
- (4) 会場入りしたらまず手洗い、手指の消毒をする。
- (5) 控室、楽屋では、できるだけお互いに距離を保つ。

4. 演目・プログラムの対策

演目・プログラムの選定は、公演内容での感染リスクを避ける観点から、次の点について配慮する。

- (1) 会場のある自治体の感染状況や各自治体の発している方針を踏まえながら、公演主催者は感染防止対策の対応がどの程度実施できるかを踏まえて演目・プログラムを検討するよう努める。

- (2) 舞台上のスペースに対して出演者間の十分な距離が取れる演目・プログラムを検討する。
- (3) 公演形態における感染予防対策は以下の項目を検討する。
- ・ 鍵盤楽器、管弦打楽器(ソロやデュオ～室内楽、吹奏楽、オーケストラについても含む)
 - ①すべての演奏者は適切な距離を保持し、近距離で向かい合うスタイルは避ける。
 - ②舞台上の演奏者の位置から客席最前列までの距離について、感染予防に対応した適切な距離を置く、又は同等の効果を有する措置に努める。
 - ③舞台上に多くの演奏者が出演するオーケストラ、吹奏楽等の場合は、各奏者の間は十分な距離を保持し、特に管楽器奏者間の距離、管楽器群と弦楽器群の間等では十分な距離が確保出来るように配慮する。又は距離を置くことと同等の効果を有する措置(例えばアクリル板設置等)に努める。
 - ④出演者は舞台上においてもマスク着用が望ましいが、演奏上又は表現上の問題を勘案して適宜判断する。
 - ・ 声楽
 - ①すべての歌手は適切な距離を保持し、演奏上又は表現上困難な場合を除いて近距離で向かい合うスタイルは避ける。
 - ②歌唱位置から客席最前列までの距離について、感染予防に対応した適切な距離(なるべく2m以上)を置く、又は同等の効果を有する措置に努める。
 - ③合唱については、適切な感染予防対策の在り方を関係者にて引き続き協議を行うこととし、開催については時宜を得た判断を要するものとする。
 - ・ オペラ等の総合舞台芸術
 - ①オペラ等の大規模公演については、適切な感染予防対策の在り方を関係者にて引き続き協議を行うこととし、開催については時宜を得た判断を要するものとする。

5. リハーサル、公演時の舞台上での対策

舞台上では接触を抑制する観点から、次のような行動に努める。

- (1) リハーサル中は、演奏者は可能な範囲で、スタッフは原則マスクを着用し、咳エチケットも実践する。会話が必要な場合は十分な距離を確保するか、同等の効果を有する対策をとる。
- (2) 舞台上への楽器、椅子及び譜面台等備品の搬入、セッティング及び搬出時、又、譜面台への楽譜のセッティング、回収の際は、特定の人が担当し手袋を着用する等不特定多数が触れないようにする。
- (3) 舞台上の椅子や譜面台はこまめに消毒する。
- (4) 搬入、セッティング、搬出に際して、十分な時間を設定するなどし、十分な感染対策を講じる。
- (5) 舞台上でのセッティングにあたっては、観客との間隔が十分に取れるよう配慮する。芸術表現上又は演奏上難しい場合は使用する客席の位置を舞台から十分離す。

6. 舞台裏、控室・楽屋等での対策

舞台裏、控室・楽屋等の利用については定期的な換気を心がけ、接触を抑制する観点から、

次のような行動に努める。

- (1) 同時に多くの人々が同一の場所を利用することの無いように、使用人数全体を抑える。又は使用に際して時間差をとるなどの対応を行い、密になることを避ける。
- (2) 消毒液などを設置する。
- (3) 舞台裏、控室・楽屋では、マスクを着用する。
- (4) 控室や楽屋で飲食をとる際は、できるだけお互いの距離を保ち必要に応じて透明ビニールカーテン等の設置対策を検討する。
- (5) 飲料水は持参するよう周知する。
- (6) 使い捨ての紙皿や紙コップを使用する。
- (7) 飲食後のごみは持ち帰りとするを推奨する。
- (8) トイレ
 - ・ トイレでは、少なくとも 1m 以上の間隔を空けて整列するよう周知する。
 - ・ トイレのハンドドライヤーは使用禁止とし、ハンカチの持参使用を周知する。
 - ・ トイレの使用後は、蓋を閉じてから流すようにする。

7. 出演者やスタッフで感染が疑われる人が出たときの対応

公演中又はリハーサル中に感染が疑われる人が出た場合、以下のように行い、適切に対応できるように心掛ける。

- (1) 速やかに別室へ案内し、隔離する。
- (2) 対応するスタッフは、マスクや手袋を着用のうえ対応する。
- (3) 速やかに、医療機関及び保健所へ連絡し、指示を受ける。
- (4) 保健所等の公的機関による聞き取りに協力し、氏名及び緊急連絡先を把握し名簿を作成する等、必要な情報提供を速やかに行えるよう体制を整える。
- (5) スタッフによって取得した個人情報、漏洩することがないよう十分な対策を講じる。

8. 公演終了後の対応

公演終了後は、できるかぎり次のように行う。

- (1) 来場者と接触するような行動は控える。
- (2) サイン会やお客様からのプレゼントや花束等の受領は控える。
- (3) 舞台裏、控室や楽屋には長居せず、速やかに着替え等を済ませて、換気のよい場所へ移動するよう心掛ける。
- (4) 公演後の関係者等による打ち上げやパーティは控える。

本ガイドラインの策定にあたりましては、経済産業省、文化庁ならびに内閣官房コロナ対策推進室、政府のコロナ対策専門家会議の有識者の監修を経て策定したものです。

以上

クラシック音楽公演における新型コロナウイルス感染拡大予防ガイドラインの留意点

令和2年6月12日付

クラシック音楽公演運営推進協議会

なお、ガイドラインを参考とし感染防止対策を講ずる上では、一般的な対策として、以下の点にもご留意ください。

- マスク着用が必要な場面では、必要に応じてフェイスガードの着用を検討する。
- 「三つの密」を避けるため、特に施設内では、以下の措置を講ずる。
 - ・必要に応じて入場制限を実施する。
 - ・人と人との間や、舞台と客席の間など、なるべく2m以上(最低でも1m)距離を確保する。
- 手洗い、手指の消毒、換気を励行する。
- 名簿等を取得した場合は、その管理・保存(当面の間、1か月以上を目安に)を徹底する。